

公 示

道路運送法施行規則第15条の14第1項第1号の地方運輸局長が
指定する運行回数の変更の範囲について

道路運送法施行規則第15条の14第1項第1号の規定に基づき、一般乗合旅客自動車
運送事業に係る運行回数の変更の範囲を下記のとおり指定する。

なお、この指定は平成14年2月1日から施行する。

平成13年12月26日

四国運輸局長 波多野 肇

記

四国運輸局長が指定する運行回数の変更の範囲

現行届出運行回数	運行回数の変更の範囲	
	下限(減便)	上限(増便)
10回超え15回以下	10回	現行回数 + 10回
15回超え25回以下	現行回数 - 5回	現行回数 + 10回
25回超え75回以下	現行回数 - 10回	現行回数 + 10回
75回超えるもの	現行回数 - 20回	現行回数 + 20回

注) 競合系統を有する系統を除く。

附 則

道路運送法施行規則第15条第1項第7号の地方運輸局長が指定する運行系統及び運
行回数の変更の範囲について」(平成2年1月23日四運自公第3号)は、平成14年1月31
日限りで廃止する。

